ジェイアール東海バス

「専任社員制度の見直し及び65歳以降の雇用について」提案を受ける！

2025年11月6日、10日、13日の各日において、ジェイアール東海バス株式会社より「専任社員制度の見直し」「65歳以降の雇用について」提案を受け3回にわたり交渉・議論を行いました。

専任社員制度の見直し

☆主な会社提案抜粋

①就業体系

＊週3日20時間以上、月13日労働日数、1日7時間15分

②労働条件

・年休付与：11日　→翌年度持ち越しも最大11日（翌々年まで持ち越し可）
・私傷病休暇56日
・専任社員報労金の新設

＊対象者：乗務員　　※但し短日制を選択した専任社員は対象外
専任社員契約は1年で、65歳まで希望する社員は更新。
金額：契約満了1年毎に20万円を毎年支払い。5年で100万円

③その他

・制度移行後、途中でフルタイム勤務から短日制へ変更は可
・短日制からフルタイムへ変更も一回に限り可
（ただし、その後、短日制へは変更できない）
・現在専任社員の方にはさかのぼっての報労金支給はしない

見解

・年休11日、私傷病54日はフルタイムの60%くらいのため、それぞれの日数に設定

☆65歳以降の雇用について

①対象者

・乗務員のみ（但し希望者から会社が選別）

②雇用形態

・70歳まで、時給制

☆国労としては「私傷病54日」に対しては日数増を求め、「現在の専任社員へ報労金を遡って報労金を支給しない」「対象は乗務員のみ」という部分については、対象の専任社員自体まだ少ないこともあり、遡って支給すること、及び乗務員以外にも支給することを強く求めていきます。
引き続き交渉に全力を挙げて改善を求めていきます。共に奮闘しましょう!

☆問い合わせ等は国労東海本部・自動車協議会迄お願い致します。

国労東海かべ新聞
国鉄労働組合東海本部　編集責任者：教宣部長
国労東海本部ホームページ　　https://www.kokurotokai.com